

新型コロナウイルス感染症に係る全国統一保証制度・和歌山県制度一覧 <令和3年5月25日時点>

	【全国統一保証制度】		【和歌山県制度】		
	①伴走支援型特別保証 <small>R3.4.1新設</small>	②経営安定関連保証 ③危機関連保証	④経営支援資金（伴走支援枠） <small>R3.4.1新設</small>	⑤経営支援資金（セーフティ枠・危機対応枠）	⑥資金繰り安定資金（セーフティ枠・危機対応枠）
保証対象者	金融機関との対話を通じて <b>経営行動計画書</b> を作成し、次の(1)～(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者  (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号） (3)危機関連保証（以下、危機関連）	次の(1)～(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者  ＜②経営安定関連保証の場合＞ (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）  ＜③危機関連保証の場合＞ (3)危機関連保証（以下、危機関連）	金融機関との対話を通じて <b>経営行動計画書</b> を作成し、次の(1)～(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者  (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号） (3)危機関連保証（以下、危機関連）	次の(1)～(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者  ＜⑤経営支援資金（セーフティ枠）、⑥資金繰り安定資金（セーフティ枠）の場合＞ (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）  ＜⑤経営支援資金（危機対応枠）、⑥資金繰り安定資金（危機対応枠）の場合＞ (3)危機関連保証（以下、危機関連）	
資金使途	経営の安定に必要な資金 運転・設備・返済		経営の安定に必要な資金 運転・設備		
保証限度額	4,000万円	②経営安定関連保証：2億8,000万円 ③危機関連保証：2億8,000万円	4,000万円	(セーフティ枠)：8,000万円 (危機対応枠)：8,000万円	(セーフティ枠)：8,000万円 (危機対応枠)：8,000万円
合算限度額	本表に記載する①～⑥の保証制度と東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円 <b>※①伴走支援型特別保証と④経営支援資金（伴走支援枠）は合算で4,000万円</b>				
保証料率	国の保証料補助によりお客様負担は <b>0.20%</b> 補助前：0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%） 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	(4号) 0.90% (5号・危機関連) 0.80%	国の保証料補助によりお客様負担は <b>0.20%</b> 補助前：0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合1.05%） 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	(4号) 0.60% (5号・危機関連) 0.50%	(4号) 0.60% (5号・危機関連) 0.50%
保証期間	10年以内 (据置5年以内)	(4号・5号) 10年以内（据置1年以内） (危機関連) 10年以内（据置2年以内）	10年以内 (据置5年以内)	(4号・5号) 10年以内（据置1年以内） (危機関連) 10年以内（据置2年以内）	(4号・5号) 10年以内（据置1年以内） (危機関連) 10年以内（据置2年以内）
担保	必要に応じて徴求				
連帯保証人	原則、法人代表者のみ <b>※①伴走支援型特別保証、④経営支援資金（伴走支援枠）は経営者保証免除対応有り</b>				
利率	金融機関所定利率		1.20%以内	(4号・危機関連) 1.20%以内 (5号) 1.40%以内	(4号・危機関連) 1.60%以内 (5号) 1.80%以内  ※返済資金に県制度以外の保証付融資の残高を含む場合 (4号・危機関連) 1.90%以内 (5号) 2.10%以内
認定要件	<p>(4号) 最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上</p> <p>(5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上 <b>※①伴走支援型特別保証または④経営支援資金（伴走支援枠）を利用する場合、売上高等が前年同期比で△15%以上</b></p> <p>(危機関連) 最近1か月の売上高又は販売数量が前年同月と比べ△15%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△15%以上</p> <p>※各認定の指定期間については「中小企業庁ホームページ」よりご確認ください (当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」内にリンクを掲載しています)</p>				
認定権者	市区町村長				
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分 ※危機関連保証の認定を受けたものについては、同認定の指定期間内に融資実行が必要となります。	(4号・5号) 認定書有効期間内の保証協会申込受付分 (危機関連) 認定書有効期間内の保証協会申込受付かつ、同認定の指定期間内の融資実行分	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分 ※危機関連保証の認定を受けたものについては、同認定の指定期間内に融資実行が必要となります。	(4号・5号) 認定書有効期間内の保証協会申込受付分 (危機関連) 認定書有効期間内の保証協会申込受付かつ、同認定の指定期間内の融資実行分	